

# 規格・基準などの事前意図公告

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定  
第7条及び附属書B 5 (a)に基づくものです。

## 食品表示法に基づく食品表示基準の策定について

下記のとおり、食品表示基準を策定する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

### 記

#### 1 件名

食品表示基準の策定

#### 2 対象品目

加工食品、生鮮食品及び添加物

#### 3 趣旨及び目的

平成25年6月28日に公布された食品表示法(平成25年法律第70号)に基づき、具体的な表示要件を規定し、策定するものである。

食品表示法は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)並びに健康増進法(平成14年法律第103号)の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設するものである。

#### 4 適用予定日

官報に公示する。

#### 5 意見提出先

消費者庁食品表示企画課

〒100-6178 東京都千代田区永田町2-11-1

山王パークタワー5階

TEL (03) 3507-9138

FAX (03) 3507-9292

#### 6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間